

四者共闘第1号
2010年3月9日

沖縄県知事
仲井眞 弘多 様

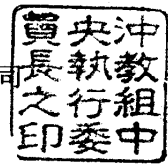
沖縄県職員労働組合
執行委員長

真喜志



沖縄県教職員組合
中央執行委員長

山本 隆司



沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
執行委員長

松田 寛



2010年春闘要求書

地方自治の発展と県民福祉の向上に御尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、2005年の大幅な給与構造見直し、2006年の人事委員会勧告における比較企業規模見直しに引き続き、2008年からは沖縄県独自の給与カットが知事部局、教育庁で実施され、私たち公務員労働者の給与は低位に抑え込まれています。

この10年間ほど、県職員の給与はほとんど上がりず、50歳代の職員は、住宅ローンや子供の教育費等の負担が重くのしかかり、将来の生活への不安から安心して働ける状況になっていません。また、20歳代の職員は、国家公務員や民間との格差が顕著になっており、働く上での士気に関わる事態となっています。加えて、行政改革による定数削減は労働条件を悪化させ、知事部局においては、特に30歳代の職員におけるメンタル疾患の休職の多さとなって現れています。

このまま公務員労働者に対する給与の抑え込みや労働条件の悪化が続けば、今後の人材確保に影響が出ることは必至であり、また、慢性的な過重労働がさらに悪化し、職員の心身の健康への悪影響や住民サービスの低下につながりかねません。

つきましては、貴職がこの状況を認識し、次の要求項目について、誠意ある交渉と要求の実現を図るよう強く求めます。

記

I . 基本賃金及び諸手当の改善について

- ① 基本賃金について、3%カットを見直し、改善を図ること。
- ② 一時金について、2%カットを見直し改善すること。
3. 人事評価制度については、2005年確定交渉の合意に踏まえ、一方的に導入することなく、労使の協議を重ね、合意を得た上で進めること。
4. 一時金の「役職段階別加算」について改善すること。
5. 扶養手当については、支給方法の改善と支給額の引き上げを行うこと。
6. 住居手当については、支給額を引き上げ、支給要件を緩和すること。
7. 通勤手当について
 - ① 交通用具利用者の通勤手当を増額改定すること。
 - ② 交通機関利用者の通勤手当を全額実費支給すること。また、手当の支給除外距離を「1km未満」にすること。
 - ③ 高速料金の加算分について、支給要件を緩和すること。
8. 単身赴任手当の支給基準等を改善すること。
9. 交替制・不規則勤務者に対する手当を新設すること。また、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当の支給率を改善すること。
10. 暴風雨時手当の支給額を引き上げること。

II . 給与制度改善について

1. 給与水準の改善を行うこと。
2. 昇格運用基準の改善について。
 - ① 若年層の昇格運用基準を改善すること。
 - ② 医療職給料表(2)及び(3)について、速やかに改善すること。
 - ③ 行政職給料表班長級について、最低でも国並みに6級へ昇格させること。
3. 初任給格付けを改善すること。なお、格付け変更に伴う在職者調整は、別原資で行うこと。
4. 中途採用者の経験年数換算、号級調整を改善すること。また、初任給決定の格付け改善を行うこと。
5. 育児休業の復職時調整見直しに関して、2007年8月1日前の育児休業期間がある職員について、完全復元を図ること。

III . 労働条件の改善について

1. 子の看護休暇について、小学校就学前までの子を養育する職員を対象に、予防接種のための日数を拡大すること。
 2. 妊娠障害休暇の期間を10日に延長し、時間単位の取得にすること。
 3. 不妊治療に関する新たな休暇制度をつくること。
-

4. 育児休暇を1日120分とし、生後2年まで取得を認めること。
5. 育児休業制度における給付の改善及び男性取得の促進を図ること。
6. 精神疾患等に係る休職者の復職支援について、制度を拡充すること。また、休職者の所属する職場に対する支援も行うこと。
7. 年次休暇を30分単位で取得できるようにすること。
8. 病気休暇について、九州各県並みに180日とすること。
9. 夏季休暇を7日とすること。また、取得期間を5月から11月までとすること。
10. 勤続10年目のリフレッシュ休暇を新設すること。
11. 介護休暇制度における期間の延長や給付の改善及び男性取得の促進を図ること。
12. 旅費について
 - ①自家用自動車を利用して出張する場合の車賃を引き上げ改善すること
 - ②旅行雑費に100km以上の区分を設け、バス等利用の場合1,000円、公用車利用の場合600円とすること。
 - ③公用車を利用する場合の旅行雑費について、50km未満であっても4時間以上は300円、6時間以上は600円とすること。
 - ④離島又は遠隔地において定年退職する場合に、帰任旅費を支給すること。

IV. その他

1. 高齢者再任用制度について、希望しやすく実効性のある制度となるよう、運用改善をすること。
- ②メンタルヘルス、パワハラ対策、過重労働解消のために、第三者機関による相談体制を確立するなど、労働安全衛生全般の強化を図ること。
3. 育児休業、産休、長期病休等の権利取得の条件整備を図るため、代替職員については職員と同等の有資格者を確保すること。
4. 免許・資格等を必要とする非常勤職員について、免許・資格等に見合った賃金を支給すること。
5. 県立病院は独立行政法人化せず、現行の体制とすること。